

医療介護総合確保促進法に基づく平成26・27年度
奈良県計画(医療分)に関する事後評価【概要版】

資料3

1. 事後評価の実施

国から発出された「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成28年度の取扱いに関する留意事項について」により、毎年度、目標の達成状況及び実施状況に係る事後評価を実施し、次年度以降に提出する計画に記載することとなっている。

事後評価を実施する際には、都道府県医療審議会等からも必要に応じて意見を聴取するものとされている。

2. 事後評価の方法

事業の実施状況等を報告し、聴取した意見をもとに、必要に応じて計画の見直しを行うなどして、計画事業を推進していく。

3. 執行実績

(単位：百万円)

区 分	平成26年度計画分			平成27年度計画分		
	配分額 ①	執行済額 (H26.27年度執行額) ②	基金残高 ③=①-②	配分額 ④	執行済額 (H27年度執行額) ⑤	基金残高 ③+④-⑤
区分Ⅰ：病床の機能分化・連携	481	296	185	513	20	678
区分Ⅱ：在宅医療の推進	232	69	163	37	25	175
区分Ⅲ：医療従事者の確保	327	327	0	565	347	218
合計	1040	692	348	1115	392	1071

■計画の基本的な考え方

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、本県においても3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる。

今後、本県においても高齢化が進むと医療や介護を必要とする方がますます増加するが、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分対応できないと考えられ、2025年を見据え、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していくため、医療機能の分化・連携を進めていくことが必須であるが、その改革の実現のためには、在宅など住み慣れた地域の中で患者等の生活を支える地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護の連携推進）が不可欠である。

平成27年度に策定した地域医療構想に基づき、医療需要の質と量に適合した効率的で質の高い地域医療体制の構築、地域包括ケアシステムと在宅医療の充実を図るため、医療分については主に、病床の機能分化・連携や医療従事者確保に資する事業を、介護分については、増加が予想される退院患者に対応しつつ、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう介護サービス基盤の整備を進めるとともに、良質な介護サービスを支える介護人材の育成・確保のための取組みを進めていく。

【医療介護総合確保促進法に基づく奈良県計画における平成27年度実施事業の事後評価について】

事業区分	事業名	事業概要	計画に掲げる目標	平成27年度実施状況	事業の効果
①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	地域医療・介護連携ICT導入検討事業	ICT技術を用いた医療機関間や介護事業者も含めた地域でのネットワーク形成と全県的なマイ健康カードの導入も検討する。その際に、各地域ごとに異なるシステムを導入するのではなく、県下で情報連携できるような仕組みを併せて検討。	ICT技術を用いた医療機関間や介護事業者も含めた地域でのネットワーク形成と県下で情報連携できるような仕組みの構築	・ICT事業実施にあたり、県内医療機関に対する実態調査を開始。 ・技術的な検討を行う、コンソーシアムを設置。	本事業の実施により、医療・介護の情報共有のあり方について、検討が始まり、医療介護連携のさらなる推進につながる。
	がん医療提供体制整備事業	中和に放射線治療を行う医療機関を増設することにより、より高度ながん医療提供体制の整備を図るとともに、高齢化に伴う放射線治療の需要の増加に対応する。	・放射線治療の件数 200件 ・中南和医療圏等における患者満足度の上昇	・放射線治療棟の建設	地域におけるより高度ながん医療提供体制の整備を図ることにより、がん治療の県内カバー率の向上を期待できる。
	がん患者に対する口腔ケア対策支援事業	県内のがん診療連携拠点病院等と連携・協力して、がん患者の口腔管理、口腔管理に関わる人材の育成や地域毎のネットワークづくりの体制を整備する。また、全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理等を行う。	・がん医科歯科連携講習会修了書授与数 400人 ・歯科衛生士派遣病院数 10病院 ・病診連携数 10病院 ・患者満足度の上昇	・がん医科歯科連携講習会修了書授与数 112人 ・歯科衛生士派遣病院数 4病院	がん治療前後の口腔機能管理の効果として、在院日数の短縮や口から栄養を取ることができ、患者のQOLの向上が期待できる。
	病床の機能分化・連携推進検証手法検討事業	病床機能の分化・連携を進めるにあたり、県内の医療機関の現状を把握した上で、今後算定される将来の病床数の必要量が、地域の実情に適合しているかを検証する手法を検討する。	地域の医療機関の現状把握、今後の将来の病床数の必要量とマッチングをする手法の確立	・医療と介護を一体的に把握できる国保及び後期高齢者のデータを用いて、地域ごとにどのような検証手法が有効かを評価分析を進めている。	本事業の実施により、各地域の医療と介護の実態把握につながる。
	地域医療・介護連携ICT導入推進事業	地域医療支援病院等と地域医療を担うかかりつけ医（診療所）が診療情報を共有することにより、医療機能の役割分担と地域の病診連携の推進を図る。	・地域医療支援病院等と地域医療を担うかかりつけ医（診療所）が診療情報を共有することにより、医療機能の役割分担と地域の病診連携の推進を図る。	・ネットワーク基盤整備に係る全体スキームの作成	本事業の実施により、地域医療支援病院等と地域医療を担うかかりつけ医（診療所）とのスムーズな連携と機能分化が図られる。
	地域包括ケア病棟等整備促進事業	今後、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを地域において確保するため、病床の機能分化・連携を推進するための施設・設備整備に対する補助を実施する。	・急性期治療後の患者や、在宅患者の受け入れ、患者の在宅復帰の連携機能の強化 ・2025年の医療需要予測に基づく、医療機能の転換の促進 転換病床数 531床	・基金を活用した地域包括ケア病棟の整備 48床	回復期機能や在宅医療体制強化につながる病棟整備であり、病床機能の分化・連携の促進に資する。
	病床機能分化・連携施設設備整備事業	奈良医大附属病院に搬送された救急患者をより安全、迅速にERセンターに搬送するための施設設備整備等を行い、ER型救急医療体制の強化を図る	本事業は、地域において明らかに不足している病床の機能への転換に資する事業等のうち、病床の機能の連携に特に資する事業として実施するものであり、ER型救急医療体制を強化することにより、他の医療機関の回復期への病床転換を誘導するものであり、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の連携に資することを目的とする。	・施設整備にかかる基本計画の策定	ER型救急医療体制が強化されることで、他の医療機関の回復期への病床転換を誘導し、病床機能の連携に資する。
②居宅等における医療の提供に関する事業	在宅医療連携体制構築事業	保健所等が中心となり地域特性が異なる区域を対象として在宅医療モデルを構築していく事業で、在宅医療に携わる多職種で構成する協議会を設置し、在宅医療推進のための課題抽出や、多職種連携研修の開催による顔の見える関係づくりを行うとともに、人材育成や、住民に対する普及啓発を実施するなど、地域で在宅医療を推進する取組等を支援する。	在宅医療連携拠点数 12（市町村単位等）	在宅医療連携拠点数 5	本事業の実施により、県内各地において、在宅医療関係者や一般の方の在宅医療に対する理解の醸成が始まったと考える。
	在宅医療人材育成・普及啓発事業	在宅医療を担う人材育成及び関係者との連携を促進する事業を実施する。県民等に対して在宅医療の普及啓発を行う事業を実施する。	在宅医療の人材育成に取り組む事業者数 15 在宅医療の普及啓発に取り組む事業者数 15	在宅医療の人材育成に取り組む事業者数 3 在宅医療の普及啓発に取り組む事業者数 2	本事業の実施により、県内各地において、在宅医療関係者や一般の方の在宅医療に対する理解の醸成が始まったと考える。

【医療介護総合確保促進法に基づく奈良県計画における平成27年度実施事業の事後評価について】

事業区分	事業名	事業概要	計画に掲げる目標	平成27年度実施状況	事業の効果
②居宅等における医療の提供に関する事業	重症心身障害児・者在宅医療支援事業	医療を必要とする在宅障害児に対する支援について、医師、看護師、理学療法士、保育士等、多職種の専門的な職員の連携による包括的な地域支援体制を整備するとともに、関係者を対象に、多職種連携の意義や多職種連携の具体的な取組方法について学ぶ実践的な研修等を、個別具体のケースをモデルとして実施し、多職種で現状と課題を洗い出し、包括的な支援の実施に向けた検討を行う。	医療ケアが必要な在宅障害児の支援には、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、保育士などの多職種で構成する在宅障害児支援体制を構築し、包括的な支援を行うことが望まれている。包括的支援をモデル的に実施することにより、それぞれの職種に求められる支援内容や技術を明確にするとともに、職種間の連携・情報共有ができる包括的な在宅障害児支援体制の構築を目指す。	在宅支援の包括支援について考える講演会や具体的な取組方法について学ぶ実践的な研修会を実施	職種に求められる支援内容や技術を明確にするとともに、職種間の連携・情報共有ができ、多職種で構成する在宅障害児・者支援体制の充実を図ることができる。
	奈良県心身障害者歯科衛生診療所設備整備事業	効果的・効率的な治療の実施と、利用者へのサービス向上につながるるとともに、歯科医師等の心身障害者（児）への歯科診療技術の向上を図るため、心身障害者歯科衛生診療所の歯科診療機器等を整備・更新する。	心身障害者歯科衛生診療所の歯科診療機器等を整備・更新し、効果的・効率的な治療が実施できることにより、利用者へのサービス向上につながるるとともに、当診療所で歯科診療に関わる歯科医師等の心身障害者（児）への歯科診療技術を上向きさせることにより、在宅歯科診療及び一般歯科診療の推進と在宅歯科診療を支える体制の充実を図る。	歯科診療機器等の整備・更新を実施	耐用年数を経過した歯科診療機器等の整備・更新の実施により、診療体制の充実を図ることができている。
	在宅患者訪問薬剤師育成事業	訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局において、訪問薬剤管理等について薬剤師が在宅医療の現場で行うことができるよう研修を実施し在宅医療に対応できる薬局を増やす。また、すでに在宅医療に取り組んでいる薬局についてはより高度な無菌調剤に関する研修等を実施し地域のリーダーとなりうる薬局を育成する。	研修会に参加した薬局数 300	研修会に参加した薬局数 111 (8回実施 のべ薬局数311)	在宅医療の基礎的研修を実施することにより新たに薬局の在宅医療への参加を促進しさらに、在宅医療に関する高度な知識をもつ薬剤師を育成することで、在宅患者のニーズに応えることができる。
	訪問看護推進事業	訪問看護の推進を図るため、訪問看護関係者で構成する訪問看護推進協議会を開催するとともに、訪問看護を担う人材の育成を図るための研修会を実施する。	研修参加者数 120名	研修参加者数 178名	訪問看護に関心のある看護職を対象とした研修を実施し、訪問看護を担う看護職員の育成・確保に資することができた。
	訪問看護人材育成支援事業	訪問看護の提供体制を強化するため、訪問看護に従事する看護職員を新たに雇用・育成する訪問看護ステーションに対する支援を行う。	事業実施施設数 5施設	事業実施施設数 5施設	訪問看護未経験者を新規雇用する訪問看護ステーションに対する支援を行い、訪問看護に従事する看護職員の育成・確保に資することができた。
	精神障害者医療連携推進事業	精神科病院の長期入院者の退院調整、退院後の日常生活の維持・継続するための訪問による集中支援や、病状憎悪時の支援体制を確保し、身体科や他の精神科病院等との医療連携体制を構築する精神科病院等へ運営に係る人件費等を補助する。	・精神科病院の退院者のうち長期入院者の割合向上 事業実施前4.6%→事業実施後6.5%	事業実施前4.6%→事業実施後4.8%	長期入院者の退院調整や退院後の集中的な支援に当たる専任職員を病院に配置することで、より多くの長期入院者が地域生活が可能となり、地域における医療体制の充実を推進する契機になったと考える。
	重症心身障害児・者レスパイトケア体制整備事業	医療的ケアを必要とする在宅重症心身障害児・者を持つ家族に対する支援の一つであるレスパイトケアの実態把握を行うとともに、支援者育成のための研修の実施及び、個別具体のケースをモデルとして、受入施設である事業所や医療機関等の連携を図りながら、利用者や受入施設を繋ぐ窓口設置に向けた検討を行う。	重症心身障害のある人が地域で家族と安心して暮らせるよう、相談、レスパイトの調整等が行える体制整備を図る。	レスパイトケアの実態把握のため、保護者等にアンケート調査を実施	本事業の実施により、レスパイトケアの利用状況や問題点の調査・分析を行い、利用者や受入施設を繋ぐ窓口設置に向けた検討につながる。
	てんかん医療支援ネットワーク調査研究事業	奈良県におけるてんかん医療に係る地域連携体制を構築するため、てんかん患者の実態や診療状況等の調査を行う。	患者の実態、診療状況等の把握	県内の医療機関（448ヶ所）のうち、244ヶ所から回答を得て、集計結果に考察を加えた報告書を作成した。	調査を実施したことで、県内におけるてんかん患者の実態や診療状況等を把握することができた。
	在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口（在宅歯科医療連携室）を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者や家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を図る。また、当該事業を行うことにより、糖尿病や脳卒中等の治療における歯科医療との連携を図る。	訪問在宅歯科診療件数300件	訪問在宅歯科診療件数248件	在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を図ることができる。

【医療介護総合確保促進法に基づく奈良県計画における平成27年度実施事業の事後評価について】

事業区分	事業名	事業概要	計画に掲げる目標	平成27年度実施状況	事業の効果
②居宅等における医療の提供に関する事業	在宅歯科医療連携体制推進事業	在宅で療養する者に対する適切な歯科保健医療を実施するため、在宅歯科医療に携わる多職種に対し、口腔機能管理シミュレーターを用いて効率的かつ効果的に、地域における在宅歯科医療の向上につなげる	・研修会参加者数 300名	研修参加者133名 (医療従事者83名、介護従事者50名)	歯科保健医療を提供できる専門的な知識を有した歯科医師、歯科衛生士、日常的な口腔ケアに対応できる通所介護施設従業者及び訪問看護ステーション従事者等の育成を行うことで在宅医療の環境下で十分な保健医療を行うことができる。
	訪問歯科診療車の整備支援事業	今後、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを地域において確保するため、病床の機能分化・連携を推進するための施設・設備整備に対する補助を実施する。	・訪問歯科診療車の整備 ・無歯科医地区への定期的な歯科医療提供体制の構築 ・無歯科医地区への訪問歯科診療 4市村	訪問歯科診療車を整備 無歯科医地区への定期的な歯科医療提供体制の構築	在宅療養者を含む無歯科医地区等において、歯科医療サービスを確保し、全県下で高齢者の口腔ケアを維持・向上させて、在宅療養を可能とする環境を構築することができる。
	在宅医療材料等供給システムモデル事業	県下の在宅医療が進んでいる地域において、在宅医療の現場で医療材料等が必要な時に供給される体制整備の構築モデル事業を実施し、改良を加えながら順次他地域にもモデル事業を展開し全県下に展開する。	・地域の供給拠点となる薬局数30	医療材料等の供給システムの整備 供給システム使用施設 薬局39、診療所4、訪問看護ステーション7	在宅医療現場に必要な医療材料をシステムで検索し発注することで在宅患者への円滑な供給が図れる。
	在宅医療連携拠点薬局無菌調剤室整備事業	現在、奈良県薬剤師会が直営している薬局の無菌調剤室に、前室や高性能フィルターの設置等の施設を整備し、共同利用できる施設に整備する。	・共同利用申し込み薬局数7	薬剤師会の会営薬局の無菌調剤室を共同利用できるように整備	今後在宅医療の推進を図る上で増加することが想定される需要に応じる体制が整備できた。
③医療従事者の確保に関する事業	地域医療支援センター事業	県費奨学生配置センターの運営 ① 県費奨学生のキャリア形成支援 ② 県費奨学生の配置案の策定（関連する調整業務） ③ 地域の医師不足状況の調査等及び①②に関連する業務	配置医師数 15名	配置医師数12名	修学資金の貸与を受けた医師の配置先調整の仕組みを構築している。
	医師確保推進事業 へき地勤務医師確保推進事業	①へき地勤務医師確保推進事業 全国の医科大学生を対象に、奈良県のへき地診療所で現場勤務を体験し、へき地診療について興味を深めてもらい、将来奈良県内のへき地で勤務する医師の確保を図る。 ②ドクターバンク運営事業 ドクターバンク登録医師の相談窓口を設置し、医師との面談を行い、公的医療機関へあっせんを行う。 ③ 地域医療マインド普及事業 医学生やその保護者に対して、医師確保イベント情報や県の医療政策、将来奈良県で勤務することを呼びかける冊子を配布するなど継続的な情報提供を行う。	・夏期へき地実習受講者数 20名 ・就業者数 2名 ・情報提供依頼登録者数 220名	・夏期へき地実習受講者数 21名 ・就業者数 2名 ・情報提供依頼登録者数 219名	・医学生に奈良県のへき地医療についての興味を深めてもらい、将来へき地で勤務する医師の確保を図っている。 ・へき地で勤務を希望する医師や医局に属さない医師の紹介窓口として重要な役割を果たしている。 ・奈良県での勤務を呼びかけるだけでなく、臨床研修病院説明会など他事業の広報にもなり、臨床研修医の増加を図っている。
	産科医療体制支援事業	地域でお産を支える産科医や助産師、NICUにおいて新生児を担当する新生児医療担当医に対し、分娩手当や新生児担当医手当等を支給することにより、これら医師等の処遇改善を図る者に対し、補助金を交付する。 臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る者に対し、補助金を交付する。	産科医、新生児医療担当医等の処遇改善や産科医療を担う医師の育成を図る医療機関数 25機関	補助金支給対象医療機関25	本事業の実施により、産科医等の定着促進と処遇改善を図る医療機関の負担軽減を行うことができた。
	ER体制構築事業	中等度以上の救急搬送や地域病院からの高次搬送及び在宅担当医からの緊急入院要請などに対して確実に応需するため、ERを実施するにあたり、必要な医師の確保を行うため、ERに従事する医師に対して人件費（ER手当）を支給する。	高度救命救急センターに加え、ER救急を実施することにより、年間9千人を超える救急搬送受入が可能な体制を敷く	県立医科大学附属病院における土日ER実施（H27.9月）以降の、救急車による救急患者受け入れ月平均件数：454件 (昨年度：268件)	ER体制の構築を図ることにより、「断らない医療」の実践を推進し、県民が安心できる医療提供体制を構築するのに効果的である。
	女性医師応援事業 働きやすい勤務形態支援事業	現場への復帰及び復職を希望する女性医師の離職中の技術の遅れを取り戻すための復職研修として、女性医師ごとの個別研修プログラムを作成・実施する県内病院を補助。 短時間正規雇用制度の導入など働きやすい勤務形態に取り組む病院に対し、当該取り組みの実施に要する代替医師の雇用に係る人件費の一部を補助。	事業実施病院数 4病院	事業実施病院数 2病院	短時間正規雇用制度、宿日直勤務の見直し等の勤務医の就労環境を改善する病院を支援することで、勤務医の離職防止や復職促進に寄与している。

【医療介護総合確保促進法に基づく奈良県計画における平成27年度実施事業の事後評価について】

事業区分	事業名	事業概要	計画に掲げる目標	平成27年度実施状況	事業の効果
③医療従事者の確保に関する事業	新人看護職員卒後研修事業	看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、新人看護職員に対しガイドラインに沿った臨床研修を行う病院に対し、研修の実施に要する経費を補助する。また、各病院で行う研修を補完するため、多施設合同による集合研修を行うとともに、適切な研修実施体制の確保を図るため、研修責任者、教育担当者及び実地指導者に対する研修を実施する。	補助事業実施病院数 26病院	補助事業実施病院数 26病院	各病院で行う新人看護職員に対する臨床研修を支援することにより、ガイドラインに沿った研修の推進に資することができた。
	実習指導者講習会事業 看護職員継続研修事業 中堅看護職員スキルアップ研修事業	①実習指導者講習会事業：看護師等養成所の実習指導体制の充実を図るため、実習施設における実習指導者を育成するための研修を実施する。 ②看護教員継続研修事業：看護教育の充実を図るため、看護師等養成所の看護教員の資質向上を図るための研修を実施する。 ③中堅看護職員スキルアップ研修事業：中堅看護職員の資質向上を図るため、専門性の向上及び技術力強化のための研修を実施する。	研修参加者数 160名	研修参加者数 212名	実習指導者や看護教員、中堅看護職員の育成を図ることにより、看護教育の充実、看護の質向上に資することができた。
	看護師等養成所運営費補助事業	看護師等養成所における教育内容の向上及び運営体制の強化を図るため、養成所の運営経費に対する補助を行う。補助金の配分にあたっては、県内就業率に応じた調整率を適用し、卒業生の県内就業の促進を図る。	県内看護師等養成所卒業生の県内就業率 50%	県内看護師等養成所卒業生の県内就業率 48.9%	看護師等養成所の運営に対する支援を行うことにより、教育内容の充実や質の高い看護職員の養成に資することができた。
	ナースセンター機能強化事業	ナースセンターの運営体制を強化し、看護師等免許保持者の届出制度を活用した復職支援やサテライト相談の実施、ハローワークとの連携等により、看護職員の就業を促進する。	サテライト相談実施回数 24回	サテライト相談実施回数 35回	ナースセンターに新たに相談員を増員し、看護職員の就業支援体制の強化を図ることができた。
	医療勤務環境改善支援センター事業	医療従事者の勤務環境改善を促進し離職防止・定着促進を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境の改善に係る取組を行う医療機関に対する支援を行う。	相談人数 130人	相談人数 140人	医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための体制を整備し、医療従事者の離職防止・定着促進に向けた取り組みを推進することができた。
	病院内保育所運営費補助事業	子どもを持つ医療従事者が安心して働き続けられる環境整備を支援し、離職防止・再就業促進を図るため、医療機関が職員のために運営する院内保育所の運営経費に対する補助を行う。	補助事業実施病院数 22病院	補助事業実施病院数 22病院	病院内保育所の運営に対する支援を行うことにより、子どもを持つ医療従事者が働き続けられる環境整備の推進に資することができた。
	小児救急医療体制整備事業	小児科標榜病院による小児2次輪番体制を構築し、輪番参加病院に対して当番日の診療に必要な人件費の補助を行う。	小児科標榜病院が他の小児科標榜病院と共同連帯し、当番方式により小児2次救急医療を行うことで、地域住民の小児2次救急医療を確保しつつ、医療従事者等の負担軽減を図る。 実施医療機関数 13機関	全県（北和地区・中南和地区）において、毎休日・毎夜間に小児2次救急医療を確保することができた。	本事業の実施により、県内全域で小児2次救急医療を確保しつつ、当番制により実施することで医療従事者等の負担軽減を図ることができた。
	小児救急医療支援事業	小児科医のバックアップのもと、専門の看護師が小児救急患者の家族等からの電話相談に対して、受診の可否や応急処置の方法などについて助言・アドバイスを行う相談窓口（#8000）を設置する。	小児救急患者の家族等からの電話相談窓口を設け、小児救急医療機関への不要・不急な受診を抑制することにより、医療従事者等の負担軽減を図る。 相談件数 20,000件	平成27年度の相談件数は22,069件（うち救急要請やすぐの医療機関受診を勧めた件数は5,331件）であり、目標は達成された。	本事業の実施により、小児救急医療機関への不要・不急な受診を抑制し、医療従事者等の負担軽減を図ることができた。

【平成29年度医療介護総合確保促進法に基づく奈良県計画（医療分）における計画予定事業】

事業区分	事業名	事業内容
①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	医療機能分化連携施設・整備事業	医療機関の機能分化・連携により、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るため、施設・設備の整備に対して支援を行う。（回復期病床への転換等）
	病床機能分化・連携情報分析推進事業	地域医療構想実現に向けレセプトデータによる患者の受療・疾病動向等を分析
	地域医療提供体制分析事業	既に導入済みの情報収集及び指標算出システムを活用し、各病院の医療提供状況等の分析評価を行うとともに、地域における病院の役割等について関係病院と協議を行い、病床の機能分化と病院間の連携の強化を図る。
	病床機能分化・連携施設設備整備事業	E R 型救急医療体制の強化を図ることにより、他の医療機関の回復期への病床転換を誘導するための施設設備整備
	地域医療・介護連携 I C T 導入検討事業	医療機関間や医療機関と介護事業所間の情報共有を効率的に行うための I C T システムの構築の検討及び導入体制の整備
	マイ健康カード導入事業	I C T 技術を活用し、患者が個人の診療情報及び服薬情報等を閲覧し活用できる環境を構築 マイ健康カード導入に向けたシステムの設計
	がん患者に対する口腔ケア対策支援事業	医科歯科連携によるがん患者の口腔ケア対策を推進 歯科医師等へのがん治療に関する研修会の実施 歯科を設置していないがん診療病院への歯科医師・歯科衛生士の派遣
②居宅等における医療の提供に関する事業	在宅医療提供体制確立促進事業	在宅医療の全県的な展開に向けて、県医師会における在宅医療への参入促進などの取組に対し補助 多職種による、県内在宅医療提供体制を充実させるための協議会を運営
	在宅医療連携体制構築事業	保健所を中心として、複数市町村にまたがる医療介護連携のルールづくり等の在宅医療モデルを推進
	在宅医療体制整備事業	在宅医療の包括的かつ継続的な提供に向けて、医療関係職能団体等が地域の特性に応じて在宅医療介護連携体制を構築する取組に対し補助
	在宅医療専門医育成支援モデル事業	在宅医療専門医研修プログラム等に基づき専門医を育成する医療機関に対し補助
	在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るため、在宅歯科医療連携室を運営
	訪問看護推進事業	訪問看護の推進を図るため、訪問看護関係者で構成する訪問看護推進協議会を開催するとともに、訪問看護を担う人材の育成を図るための研修会を実施する。
	在宅医療看護人材育成支援事業	大学と病院が連携して在宅看護を牽引するリーダーを育成し県内就業を促進するために設置する奨学金制度に対し補助を行う。
	奈良のがん登録推進事業	がん患者の罹患情報等を収集し、がん患者の増加傾向や年齢別、性別等医療圏ごとに分析し、在宅医療を推進していく。また、県民へ在宅医療を含む有益ながん情報を提供する。
	在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るため、在宅歯科医療連携室を運営
	運転免許センター認知症相談支援事業	運転免許センターに保健師を配置し、警察職員が行う運転適性相談時に医療的側面から病状の把握、診断等の支援を行い、医療機関への受診勧奨等を実施し、認知症等の早期発見・対応、高齢者等の交通事故防止を促進する。
③医療従事者の確保に関する事業	へき地勤務医師確保推進事業	全国の医科大学生を対象に、奈良県のへき地診療所で現場勤務を体験し、へき地診療について興味を深めてもらい、将来奈良県内のへき地で勤務する医師の確保を図る。
	医師確保推進事業	奈良県と各臨床研修病院が合同で医学生向けの就職フェアに出展及び説明会を開催することで、県内病院への就職者数を増加させる。 ドクターバンク登録医師の相談窓口を設置し、医師との面談を行い、公的医療機関へあっせんを行う。 医学生やその保護者に対して、医師確保イベント情報や県の医療政策、将来奈良県で勤務することを呼びかける冊子を配布するなど継続的な情報提供を行う。
	医師配置システムの運営	医師の適正配置のための研究及びキャリアパスの作成、県費奨学生のキャリア形成支援、配置案の策定及び関連する調整業務を行う。
	医師派遣センター運営事業	へき地等の公的医療機関からの派遣要請に対し、医師派遣経費の一部を補助する。
	E R 体制構築事業	高度救命救急センターに加え、E R 救急を実施することにより、救急搬送を円滑に行えるようにする。
	地域包括ケアシステムを支える医師確保事業	総合診療専門医の養成プログラムの専攻医募集のプロモーション、専攻医・指導医等に対する研修会の開催及び協議を通じて各病院の連携を推進することで、総合診療医の育成及び確保を行う。

【平成29年度医療介護総合確保促進法に基づく奈良県計画（医療分）における計画予定事業】

事業区分	事業名	事業内容
③医療従事者の確保に関する事業	新人看護職員卒後研修事業	看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、新人看護職員に対しガイドラインに沿った臨床研修を行う病院に対し、研修の実施に要する経費を補助する。 また、各病院で行う研修を補完するため、多施設合同による集合研修を行うとともに、適切な研修実施体制の確保を図るため、研修責任者・教育担当者及び実地指導者に対する研修を実施する。
	看護職員資質向上推進事業	看護職員の資質向上を推進するため、実習指導者講習会、看護教員継続研修及び中堅看護職員スキルアップ研修を実施する。 また、特定行為研修や在宅医療関連分野の認定看護師教育課程等の受講経費を助成する病院等に対する補助を行う。
	看護師等養成所運営費補助事業	看護師等養成所における教育内容の向上及び運営体制の強化を図るため、養成所の運営経費に対する補助を行う。補助金の配分にあたっては、県内就業率に応じた調整率を適用し、卒業生の県内就業の促進を図る。
	糖尿病医療連携支援事業	県内の糖尿病医療診療水準の向上を図るため、専門医への紹介基準の運用等、地域の診療所との連携強化を推進する。 糖尿病専門医ネットワーク協議会及び糖尿病連携説明会の開催 糖尿病医療に関わる人材育成、地域医療連携パスの開発・普及を行う糖尿病学講座の運営に対し補助
	奈良県救急安心センター運営事業	24時間体制で、医師や看護師が救急患者の電話相談に応じ、受診の可否や応急処置の方法などについて助言・アドバイスを行う電話相談窓口を設置する。
	救急搬送・受入実施基準実施事業	奈良県救急医療管制システム（e-match）から得られるデータ等をもとに、県内医療機関に対し救急搬送受入状況についてヒアリング等を行い、救急医療現場の課題や問題を整理し、救急搬送協議会及び各部会により救急医療体制の改善に向けた検討を行う。
	医療勤務環境改善支援センター事業	医療従事者の勤務環境改善を促進し離職防止・定着促進を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、アドバイザーによる相談対応や研修会の開催等、医療従事者の勤務環境の改善に係る取組を行う医療機関に対する支援を行う。
	病院内保育所運営費補助事業	子どもを持つ医療従事者が安心して働き続けられる環境整備を支援し、離職防止・再就業促進を図るため、医療機関が職員のために運営する院内保育所の運営費に対する補助を行う。
	小児救急医療体制整備事業	小児科標榜病院による小児2次輪番体制を構築し、輪番参加病院に対して当番日の診療に必要な人件費の補助を行う。
	小児救急医療支援事業	小児科医のバックアップのもと、専門の看護師が小児救急患者の家族等からの電話相談に対して、受診の可否や応急処置の方法などについて助言・アドバイスを行う相談窓口（＃8000）を設置する。
	災害急性期医療体制構築事業	今後発生が予想される地震等の災害発生に備え、DMATチームをさらに整備するとともに、関係者の研修等を通じ、災害急性期医療体制の知識・技能を有する者を増やすとともに対応力を向上させることで、混乱する災害急性期の役割分担を図り、災害時医療提供の充実強化を促進する。
産科医療体制支援事業	地域でお産を支える産科医や助産師、NICUにおいて新生児を担当する新生児医療担当医に対し、分娩手当や新生児担当医手当等を支給することにより、これら医師等の処遇改善を図る者に対し、補助金を交付する。 臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る者に対し、補助金を交付する。	